

なかまが増えました！

この半月ほどの間に、青年部員が2名(三郷、狭山)が増えました！嬉しい！！

この間、少しずつ青年部での催しや学習会を増やし、実践交流や、権利、組合員だからできることを一緒に学べるように企画しているところです。詳細は10月25日15時からZOOM配信で！ぜひご覧ください！



一時金引き下げ勧告...
そんなのありえない！

コロナ禍の中で、公務労働者はエッセンシャルワーカーとして奮闘してきました。しかし、ようやく先行して示された一時金に係る人事院勧告は0.05月の引き下げ勧告でした。(金額にするとおよそ2万1千円)

賃金確定交渉に向けた動きも本格化しています。交渉の場は、一度は参加してみませんか？どんなことを組合が要求し、当局が回答しているのか。その場にいるのも勉強になります。交渉は組合員の特権です



私たちの賃金・待遇どうきまる？！

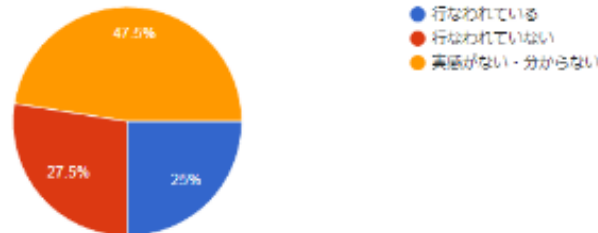
国家公務員は人事院が4月の民間給与を調査し、その均衡を図りながら8月に勧告を出します。地方公務員は各県の人事委員会が地域の民間給与を調査して10月ごろに勧告します。

勧告を受けて教育委員会から教員の給与が組合に提案されます。埼教組は名目賃金だけでなく、物価上昇なども念頭にいれ、実質賃金が上げられることを求め、人事委員会との懇談、教育委員会との交渉を行っています。勧告は給与だけでなく勤務・待遇の改善についての内容も含まれます。

皆さんの学校はどう？

昨年「埼玉県 学校における働き方基本方針」が策定されましたが、勤務校で業務負担軽減・業務改善は行なわれていますか？

80件の回答



青年部が現在行なっている「青年教職員・新採用教職員実態調査」の回答数は80件にまで上りました。そのうちの一つの項目である「埼玉県 学校における働き方改革基本方針」に沿った業務負担軽減が進んでいるか？という質問に対して、およそ割強の先生方が「行なわれていない」「実感がない・分からない」と回答しています。

国は今、公立学校に「一年単位の变形労働時間制」を導入しようとしています。みなしの労働時間を削減するのが目的です。教員を増やし、抜本的な業務負担軽減をおこなうことが唯一の長時間労働を改善するための手立てだというのに、全くの処方箋違いです。

埼教組は「一年単位の变形労働時間制」を導入許さないとりくみを進めています。青年部では、この「一年単位の变形労働時間制」についての学習と職場における業務負担軽減を進めるためのヒントを今後学習会を通して発信していきます。青年組合員の方はぜひ積極的な参加をして下さい。

アンケートをまだ未回答の方はこちらのQRコードからお願いします！



第024号
埼教組
青年部
(TEL)
048-824-2511
(FAX)
048-824-2619



埼教組 HP へのQRコード